

紫波町告示第 103号

紫波町特別の理由による予防接種の再接種費給付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 27 日

紫波町長 熊 谷 泉

紫波町特別の理由による予防接種の再接種費給付要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、造血幹細胞移植その他の特別の理由により、過去に受けた予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の効果が期待できないと医師に判断された者が任意で予防接種の再接種（以下「再接種」という。）を受ける場合に要する費用（以下「再接種費用」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付の対象者)

第 2 再接種費用の給付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者又はその保護者とする。

(1) 造血幹細胞移植その他の特別の理由に起因し、当該特別の理由が生じる前に受けた定期接種によって得た免疫が低下し、又は消失したことにより再接種が必要であると医師が認める者

(2) 再接種の際町内に住所を有する 20 歳未満の者

(給付の対象となる再接種)

第 3 給付の対象となる再接種は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 法第 2 条第 2 項に規定する A 類疾病（結核及びロタウイルス感染症を除く。）に係るものであること。

(2) 使用するワクチンが予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号。以下「実施規則」という。）の規定によるものであること。

(3) 実施規則の規定により接種したものの再接種であり、かつ、医師が必要と認めたもの。

(4) 令和 7 年 4 月 1 日以降に再接種したものであること。

(給付金の額)

第 4 給付金の額は、給付の対象となる再接種に要した費用（再接種に伴う抗体検査に係る費用及び医師が記入する再接種費用の給付に関する意見書等の作成に係る文書料を除く。）とし、再接種の日属する年度に町が実施する予防接種の委託料の単価の範囲内で町長が定める額とする。

(認定の申請)

第 5 給付金の給付を受けようとする対象者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、再接種を受ける前に、あらかじめ、紫波町特別の理由による予防接種の再接種費用給付金給付認定申請書（様式第 1 号。以下「給付認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 紫波町特別の理由による予防接種の再接種に係る医師の意見書（様式第 2 号）

(2) 母子健康手帳その他造血幹細胞移植等の医療行為を受けるまでの定期接種の履歴が記録されているものの写し

2 申請者は、申請の対象となる再接種の時期が翌年度となるときは、当該再接種を受けた年度

に改めて前項の規定による申請をするものとする。この場合において、前項第1号の書類の提出は、これを要しない。

(給付の認定)

第6 町長は、第5第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付の認定の可否を決定し、その結果を申請者に対し通知するものとする。

(変更の申請)

第7 給付金の給付の認定を受けた申請者（以下「給付認定者」という。）は、給付の内容を変更しようとするときは、紫波町特別の理由による予防接種の再接種費用給付金変更申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、その結果を給付認定者に対し通知するものとする。

(再接種の実施)

第8 給付金の給付の対象となる再接種は、町長が指定する医療機関において受けるものとする。

2 給付認定者は、当該医療機関に前項の再接種に係る費用の全額を支払うものとする。

(給付の申請)

第9 給付認定者は、給付金の給付の対象となる再接種を受けた日から6ヵ月以内に町長に対し、紫波町特別の理由による予防接種の再接種費用給付金給付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 当該再接種費用の領収書及び医療費明細書等の再接種の明細が分かるもの

(2) 当該再接種を受けたことが確認できるもの（母子健康手帳、予防接種予診票、接種済証等）

(3) その他町長が必要と認める書類

(給付の決定)

第10 町長は、第9の規定による申請があった時は、その内容を審査し、速やかに給付金の給付の可否を決定し、給付金の交付を申請した給付認定者に通知するものとする。

(給付金の請求等)

第11 第10の規定により通知を受けた給付認定者は、紫波町特別の理由による予防接種の再接種費用給付金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に給付金を支払うものとする。

(給付金の返還)

第12 町長は、偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けた者に対し、当該給付を受けた額の全額又は一部を返還させることがある。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。